

検討会議の進め方について

【1】斜里山岳会からの意見

1) 知床エコツーリズム戦略の実行体制に関わる「提案制度」の見直しが必要である。

* 知床における利用については、その利用を提起する者が「提案」し、適正利用・エコツーリズム検討会議（以下、検討会議という）の承認を受けて実施することになっているが、国立公園の保護と利用の根幹をなすような制度の設計や運営、モニタリングまで提案者に丸投げし、国立公園管理者が責任を放棄していると言っても過言でない状況が見られる。例えば、国立公園及び世界遺産の核心部である半島先端部の海域から山岳に関する利用の仕組み作りは、もし誰か提案者がいればやれば良いということではなく、利用を管理する制度がきちんと存在することが世界標準としての常識である。その仕組みは、地域団体等が理解し協力しながらも、国立公園の管理者、または、世界遺産の管理担当行政機関が第一義的に責任を持って構築すべきものである。

* 現行の提案制度では、保護と利用を包括的にコントロールする法的担保がないまま、そして、知床全体の保護と利用に関する大方針が不明確なまま、検討会議が承認すれば提案したことが可能となる。例えば山岳利用や動力船による上陸利用など、現行の自然公園法などでは法的根拠を持つ規定が存在しないため、検討会議によって承認されれば何でもできてしまうことになる。当山岳会がフィールドとして活動してきた秘境感を持つ山や海岸などの利用の雰囲気や台無しにしかねない。

* 知床全体の保護と利用に関する骨格と言うべき大方針を明確にした上で、それを担保する制度を確立すべきである。その大方針は長い議論を経て 2019 年に地域関係団体等が提起した「知床半島将来ビジョン」を尊重すべきである。制度の確立のためには、同ビジョンの方向性を国立公園管理計画や世界遺産管理計画などによって公的なものとし、その運用を利用調整地区制度などによって法的に担保すべきである。

提案制度はそれらを前提とした運用であるべきであり、そうでなければ、無秩序な利用、知床らしさを破壊する利用、自然環境を悪化させる利用への突破口を開くための制度となりかねない。

* 一方で、提案者が制度設計や運営、モニタリングまで全て押しつけられる制度は過重な負担を強いるため、誰も提案制度を利用しない状況になっており、制度はすでに機能不全に陥っているのが明らかである。提案を承認する検討会議にとっても、国立公園や世界遺産の管理の根幹をなす部分までの審議を求められることは、検討会議の性格上過大すぎる責務で

ある。

* 国立公園に関わるさまざまな団体や機関が制度提案をできるということ自体はすべて否定されるものではないが、上記の通り、国立公園管理や利用の根幹に関わる公的に存在すべき制度まで提案に委ね、提案がなければ制度作りが進まないと言うことであってはならないし、国立公園利用の大方針や包括的にコントロールする仕組みが整備された上での提案制度でなければならない。さらには、提案が実現した場合その運用を関係行政機関が積極的にサポートする体制がなければ、提案制度は機能しない。

2) 適正利用・エコツーリズム検討会議の運営の適正化について

* 前記の通り、すでに提案制度は機能不全に陥っていることが明らかであり、根本的な課題を有するが、検討会議においては議論や了解が不十分なまま提案の承認を押し通そうとする、あるいは、事前に議論した承認の条件が満たされていないままで承認を進めようとする会議運営が見られる。検討会議の運営方法の適正化を強く求めるものである。

【2】高橋委員からの意見

・私としては、令和元年に一部改訂された設置要綱に基づいて委嘱されていると理解しており、平成 25 年の当該文書を認識していませんでした。

・翻って当該の平成 25 年文書を見ると、設置要綱との間に語句に差異もあり（例えば「専門委員」とは？）、よく意味が読みこめない部分があります。

・とはいえ、平成 25 年文書からは、地元のイニシアチブのようなものが読み取れ、悪くないと思います。

以上ですが、漠然と御意見をと言われてもわからないものよくわかりません。

事務局が今まで以上にイニシアチブをとって運営された方がいいと思います。